

地方法人特別税の創設及び 法人事業税の税率の引下げについて

平成20年度税制改正により、地域間の税収格差を是正するための暫定措置として地方法人特別税が創設され、法人事業税（所得割・収入割）の標準税率が引き下げられました。地方法人特別税の収入額は、その全額を国に払い込みますが、収入総額を人口及び従業者数であん分し、地方法人特別譲与税として各都道府県に再配分されます。

この改正により各法人の法人事業税と地方法人特別税（国税）とを合わせた税負担が増えることはありません。

地方法人特別税の概要

1 対象法人（納税義務者）

法人（法人事業税の納税義務者と同一となります。）

2 課税標準

標準税率によって計算した法人事業税の税額（所得割額又は収入割額）

3 税率

| 課 税 標 準 | | 税 率 |
|--------------------|-------------|-------|
| 法人事業税の税額 （所得割額） | 外形標準課税法人 | 14.8% |
| | 外形標準課税対象外法人 | 8.1% |
| 法人事業税の税額（収入割額） | | 8.1% |

4 申告納付

地方法人特別税は国税となっておりますが、申告納付は各都道府県に対して、法人事業税と併せて行っていただくことになります。

5 適用期日

平成20年10月1日以後に開始する事業年度及び同日以後の解散による清算所得について適用されます。

法人事業税の税率の引下げ

地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後に開始する事業年度及び同日以後の解散による清算所得に対する法人事業税の税率は「新税率」のとおり引下げられます。

| 区分 | 法人の種類 | 所得等の区分 | 現行 | 新税率 | |
|-------------------|------------------------------------------|--------------------|------------------------------|-------|------|
| 所得・清算所得を課税標準とするもの | 普通法人 | 年400万円以下の所得 | 5% | 2.7% | |
| | | 年400万円～年800万円以下の所得 | 7.3% | 4% | |
| | | 年800万円を超える所得及び清算所得 | 9.6% | 5.3% | |
| | 特別法人 | 年400万円以下の所得 | 5% | 2.7% | |
| | | 年400万円を超える所得及び清算所得 | 6.6% | 3.6% | |
| | 資本金の額又は出資金の額が1千万円以上で、3以上の都道府県に事務所等を有する法人 | 普通法人 | 所得及び清算所得 | 9.6% | 5.3% |
| 特別法人 | | 所得及び清算所得 | 6.6% | 3.6% | |
| 収入金額を課税標準とするもの | 電気・ガス供給業 保険業を行う法人 | 収入金額 | 1.3% | 0.7% | |
| 外形標準課税法人 | 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人 | 所得割 | 年400万円以下の所得 | 3.8% | 1.5% |
| | | | 年400万円～年800万円以下の所得 | 5.5% | 2.2% |
| | | | 年800万円を超える所得及び清算所得 | 7.2% | 2.9% |
| | | | 3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得及び清算所得 | 7.2% | 2.9% |
| | 付加価値割 | 付加価値額 | 0.48% | 0.48% | |
| | 資本割 | 資本金等の額 | 0.2% | 0.2% | |

平成22年10月1日以後に解散した法人については、清算所得に対する課税が廃止され通常の所得に対する課税となります。